仕 様 書

- 1 件 名 使用済量水器の売却(令和7年度第2回)(単価契約)
- 2 契約期間 契約締結日から令和7年11月20日まで
- 3 搬出場所 草加市上下水道部指定場所
 - (1) 新栄配水場 埼玉県草加市新栄三丁目1番地2
 - (2) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団 草加市障害福祉サービス事務所 つばさの森(以下「つばさの森」という。) 埼玉県草加市柿木町1105番地2
- 4 積算方法 売却数をもとに、契約額を見積もること。
- 5 支払方法 業務完了払
- 6 業務内容

草加市上下水道部が保管している使用済量水器(収納プラスチックケースを含む。)を 買い取り、施設内から搬出する。

搬出する使用済量水器には、銅合金部及びガラス部並びにプラスチック部に分解済の ものがあるが、そのすべてを買い取り搬出する。

(1) 搬出量水器

ア 新栄配水場

口径	1 3 mm	接線流羽根車単箱式量水器		1,	000個(予定)
口径	$20 \mathrm{mm}$	接線流羽根車複箱式量水器		1,	000個(予定)
口径	20 mm	接線流羽根車複箱式量水器	(分解済)		400個(予定)
口径	$25 \mathrm{mm}$	接線流羽根車複箱式量水器			30個(予定)
口径	$4~\mathrm{O}~\mathrm{mm}$	たて型軸流羽根車式量水器			25個(予定)
口径	5 0 mm	たて型軸流羽根車式量水器			15個(予定)
口径	$75 \mathrm{mm}$	たて型軸流羽根車式量水器			2個(予定)
つばさの森					

イ つばさの森

口径 20 mm 接線流羽根車複箱式量水器(分解済)2,948個(予定)

(2) 搬出方法

受注者自らが搬出すること。また、搬出に必要な重機・資材等は、受注者の負担とすること。なお、草加市から使用済量水器の搬出依頼を受けたときは、速やかに搬出すること。

- 7 売却数
 - 5,420個(予定)
- 8 安全配慮

受注者は、使用済量水器を搬出するに当たり、車両等の出入の際は安全に十分な配慮をすること。

9 事故・施設等の損傷の責任

搬出作業中に受注者の責めに帰すべき要因による事故・損傷が発生した場合、直ちに 草加市にその内容を報告し、適切な措置を講ずるとともに、受注者の責任において対応・ 復旧すること。

10 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに関する取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による 被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するととも に、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて担当課及び受注者で協議するものとする。
- 11 問合せ先 草加市上下水道部水道営業課 営業係 針谷草加市氷川町2118番地5 電 話 048-927-2220(直通) FAX 048-927-1561